

事業評価部会の所掌事務の改正について

(現行)

- ・ 直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

(改正案)

- ・ 直轄事業等の事業評価及び事業手法について意見を聴取すること等を目的として設置する。



国 道 総 第 1 3 1 号

平 成 2 3 年 5 月 2 0 日

社会資本整備審議会

会長 福岡 捷二 殿

国土交通大臣 大島 章宏



諮 問

道路事業(別紙の事業)の事業主体、施行区分について、ご意見を承りたい。



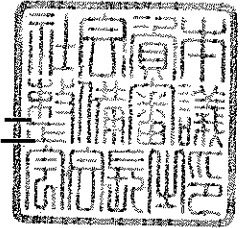
国社整審第35号
平成23年5月20日

道路分科会

分科会長 家田 仁 殿

社会資本整備審議会

会 長 福岡 捷



道路事業（別紙の事業）の事業主体、施行区分について（付託）

平成23年5月20日付国道総第131号により当審議会に諮問された道路事業（別紙の事業）の事業主体、施行区分について、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定に基づき、当審議会道路分科会に付託します。

事業名	
一般国道468号 <small>しゅとけん ちゅうおうれんらく</small> 首都圏中央連絡自動車道	<small>くしらおか</small> 久喜白岡JCT～ <small>ちゅうおう</small> つくば中央
	<small>いなしき</small> 稲敷～ <small>たいえい</small> 大栄JCT
一般国道475号 <small>とうかい かんじょう</small> 東海環状自動車道	<small>せきひろみ</small> 関広見～ <small>よっかいちぎた</small> 四日市北JCT